

# 松前町 地域防災計画

平成 29 年 3 月修正

松前町 防災会議

# 目次

<b>総 論</b>	1
<b>第1章 計画の主旨</b>	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用語	4
<b>第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	5
<b>第3章 松前町の地勢等及び災害記録</b>	12
<b>第4章 地震発生の条件</b>	15
<b>第5章 地震防災緊急事業5箇年計画</b>	23
<b>風水害等災害対策編</b>	25
<b>第1編 風水害等災害予防計画</b>	27
<b>第1章 気象予警報等の伝達計画</b>	29
第1節 定義	29
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統	30
第3節 気象情報の種類及び伝達系統	32
第4節 特別警報	33
第5節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達	34
第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達	34
第7節 伝達体制	34
第8節 非常時の伝達体制	35
第9節 観測資料の通報連絡	35
<b>第2章 防災思想・知識普及計画</b>	36
第1節 職員に対する教育	36
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育	36
第3節 住民に対する防災知識の普及	37
第4節 関係機関の活動	38
第5節 普及の際の留意点	38
<b>第3章 住民の防災対策</b>	39
第1節 住民の果たすべき役割	39
第2節 町の活動	39
<b>第4章 自主防災組織の活動</b>	41
第1節 自主防災組織の育成強化	41
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	42
第3節 自主防災組織と消防団等との連携	43
第4節 事業所等の自主防災活動	43
第5節 地域における自主防災活動の推進	44
<b>第5章 事業者の防災対策</b>	45
第1節 事業所等の果たすべき役割	45
<b>第6章 業務継続計画の策定</b>	46
第1節 業務継続計画の策定	46
第2節 基本方針	46
第3節 計画策定の考え方	46
<b>第7章 ボランティアによる防災活動</b>	47
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	47
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	47
第3節 ボランティアの果たすべき役割	47
<b>第8章 防災訓練計画</b>	48

第1節	防災訓練の実施責務又は協力	48
第2節	防災訓練の種別	48
第3節	訓練の時期	48
第4節	訓練の方法	49
第5節	訓練結果の評価・総括	49
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	49
<b>第9章</b>	<b>火災予防計画</b>	<b>50</b>
第1節	組織	50
第2節	施設の整備計画	51
第3節	機械器具等の点検	52
第4節	火災予防	52
第5節	教育訓練	52
第6節	火災警報	53
第7節	消防団の警戒体制の確保	54
第8節	特殊防火対象物の警戒	54
第9節	消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	54
第10節	火災発生防止の緊急広報	54
第11節	消火活動への協力	54
第12節	火災防御の措置	54
<b>第10章</b>	<b>水害予防計画</b>	<b>55</b>
第1節	河川管理施設等の整備	55
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	55
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	55
第4節	重要水防箇所の把握及び監視	55
第5節	浸水想定区域における災害対策の強化	55
第6節	消防力（水防）の強化	56
第7節	伝達体制の整備	56
第8節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	57
<b>第11章</b>	<b>高潮災害予防計画</b>	<b>58</b>
第1節	防潮堤等の整備	58
第2節	潮位観測体制の確立	58
第3節	高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置	58
<b>第12章</b>	<b>避難計画</b>	<b>59</b>
第1節	避難計画の作成	59
第2節	避難場所及び避難所の指定	59
第3節	避難路の選定	60
第4節	住民等への周知のための措置	60
第5節	避難所の設備及び資機材の配備	60
第6節	避難計画	61
第7節	避難所運営マニュアルの策定	62
第8節	その他避難に関する必要な事項	62
<b>第13章</b>	<b>緊急物資確保計画</b>	<b>63</b>
第1節	食料及び生活必需品等の確保	63
第2節	飲料水等の確保	63
<b>第14章</b>	<b>医療救護体制確保計画</b>	<b>65</b>
第1節	医療救護体制の確保	65
第2節	初期医療体制の整備	65
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	65
第4節	難病患者等の状況把握	65
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	66
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	66

第 7 節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項 .....	66
<b>第 15 章</b>	<b>防疫・衛生、廃棄物等の処理計画 .....</b>	<b>67</b>
第 1 節	防疫・衛生体制 .....	67
第 2 節	保健衛生活動体制の整備 .....	67
第 3 節	し尿処理体制の確保 .....	67
第 4 節	廃棄物処理体制の確保 .....	67
第 5 節	廃棄物等の処理体制の整備 .....	68
<b>第 16 章</b>	<b>要配慮者の支援計画 .....</b>	<b>69</b>
第 1 節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」 .....	69
第 2 節	避難支援等関係者 .....	69
第 3 節	避難行動要支援者の実態把握、名簿作成、名簿情報共有 .....	69
第 4 節	個別計画の策定 .....	71
第 5 節	外国人、訪問客等への配慮 .....	71
第 6 節	避難体制の確立 .....	71
第 7 節	避難支援等関係者の安全確保 .....	72
第 8 節	防災教育・訓練の充実 .....	72
第 9 節	備蓄物資の整備 .....	72
第 10 節	要配慮者の心得 .....	72
第 11 節	避難所等における支援体制 .....	72
第 12 節	社会福祉施設等管理者の活動 .....	73
<b>第 17 章</b>	<b>広域応援体制の整備計画 .....</b>	<b>74</b>
第 1 節	全県的な消防相互応援体制の整備 .....	74
第 2 節	全県的な防災相互応援体制の整備 .....	74
第 3 節	協定の充実 .....	74
第 4 節	応援要請体制等の整備 .....	75
<b>第 18 章</b>	<b>情報通信システム整備計画 .....</b>	<b>76</b>
第 1 節	情報収集・連絡体制の整備 .....	76
第 2 節	通信施設の運営管理 .....	76
第 3 節	各種情報システムデータのバックアップ保管 .....	76
第 4 節	防災情報システムの拡充整備 .....	76
第 5 節	災害発生時の職員参集システムの整備 .....	76
<b>第 19 章</b>	<b>ライフライン災害予防計画 .....</b>	<b>77</b>
第 1 節	水道施設 .....	77
第 2 節	下水道施設 .....	77
第 3 節	電力施設 .....	77
第 4 節	ガス施設 .....	78
第 5 節	電信電話施設 .....	78
<b>第 20 章</b>	<b>公共土木施設等の災害予防計画 .....</b>	<b>79</b>
第 1 節	道路施設 .....	79
第 2 節	海岸保全施設 .....	79
第 3 節	河川管理施設 .....	80
第 4 節	港湾施設 .....	80
第 5 節	農地・農業用施設 .....	80
第 6 節	防災上重要な施設 .....	81
第 7 節	都市公園施設 .....	81
第 8 節	文化財施設 .....	82
第 9 節	通信放送施設 .....	82
<b>第 21 章</b>	<b>鉄道施設災害予防対策 .....</b>	<b>83</b>
第 1 節	防災体制の確立 .....	83
第 2 節	施設等の整備 .....	83
第 3 節	異常気象時における運転の停止等 .....	83

<b>第 22 章 建築物災害予防計画</b>	84
第 1 節 公共建築物の安全性の向上	84
第 2 節 一般建築物の安全性の向上	84
第 3 節 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	84
第 4 節 浸水想定区域内の施設における対策の促進	84
<b>第 23 章 危険物施設等の保安計画</b>	85
第 1 節 危険物施設	85
第 2 節 高圧ガス施設	85
第 3 節 毒物・劇物施設	86
第 4 節 火薬類貯蔵施設	86
第 5 節 放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	86
<b>第 24 章 海上災害予防計画</b>	87
第 1 節 県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動	87
第 2 節 排出油等防除協議会の活動	87
<b>第 25 章 資材・機材等点検整備計画</b>	88
第 1 節 点検整備を要する資材・機材	88
第 2 節 点検整備実施内容	88
<b>第 26 章 災害復旧・復興への備え</b>	89
第 1 節 平常時からの備え	89
第 2 節 複合災害への備え	89
第 3 節 災害廃棄物の発生への対応	89
第 4 節 各種データの整備保全	89
第 5 節 災証明書交付体制の整備	90
<b>第 2 編 風水害等災害応急対策</b>	91
<b>第 1 章 応急措置の概要</b>	93
第 1 節 町のとるべき措置	93
第 2 節 県のとるべき措置	93
第 3 節 住民のとるべき措置	93
第 4 節 関係機関のとるべき措置	94
<b>第 2 章 防災組織及び編成</b>	95
第 1 節 町の防災組織	95
第 2 節 活動体制	96
<b>第 3 章 通信連絡活動</b>	110
第 1 節 通信連絡手段	110
第 2 節 情報システムの確保	112
<b>第 4 章 災害情報報告活動</b>	113
第 1 節 情報活動の強化	113
第 2 節 情報の処理	113
第 3 節 県災害対策本部に対する報告及び要請	114
第 4 節 その他の情報活動	116
<b>第 5 章 広報活動</b>	121
第 1 節 町の活動	121
第 2 節 関係機関の活動	122
第 3 節 住民が必要な情報を入手する方法	122
第 4 節 広聴活動	123
第 5 節 安否情報の提供	123
<b>第 6 章 避難活動</b>	124
第 1 節 避難の勧告等	124
第 2 節 警戒区域の設定	126
第 3 節 避難誘導の実施	127
第 4 節 避難所の開設	129

第 5 節	学校、幼稚園、保育所等における避難対策 .....	131
第 6 節	避難状況の報告 .....	131
第 7 節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ .....	131
第 8 節	避難地区の警戒警備 .....	132
<b>第 7 章</b>	<b>緊急輸送活動 .....</b>	<b>133</b>
第 1 節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 .....	133
第 2 節	緊急輸送体制の確立 .....	133
第 3 節	応援要請 .....	135
第 4 節	記録等 .....	135
<b>第 8 章</b>	<b>交通応急対策 .....</b>	<b>136</b>
第 1 節	交通の確保対策 .....	136
第 2 節	交通規制の実施 .....	136
第 3 節	道路交通確保の措置 .....	138
第 4 節	緊急通行車両の確認等 .....	138
<b>第 9 章</b>	<b>消防活動 .....</b>	<b>141</b>
第 1 節	消防活動の基本方針 .....	141
第 2 節	消防機関の活動 .....	141
第 3 節	消防活動の応援要請 .....	143
<b>第 10 章</b>	<b>水防活動 .....</b>	<b>145</b>
第 1 節	水防活動 .....	145
第 2 節	水門等の操作 .....	148
第 3 節	水防活動の応援要請 .....	148
<b>第 11 章</b>	<b>人命救助活動 .....</b>	<b>149</b>
第 1 節	人命救助活動の基本方針 .....	149
第 2 節	町の活動 .....	149
第 3 節	消防機関の活動 .....	149
第 4 節	自主防災組織の活動 .....	149
第 5 節	事業所の活動 .....	150
第 6 節	自衛隊の活動 .....	150
<b>第 12 章</b>	<b>食料の確保・供給 .....</b>	<b>151</b>
第 1 節	災害時における応急供給 .....	151
第 2 節	住民及び自主防災組織の活動 .....	152
第 3 節	炊き出し計画 .....	152
<b>第 13 章</b>	<b>生活必需品等の確保・供給 .....</b>	<b>154</b>
第 1 節	応急供給実施体制 .....	154
第 2 節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け .....	154
第 3 節	町が保有する備蓄物資の取扱い .....	155
第 4 節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い .....	155
第 5 節	県が保有する備蓄物資の供給要請 .....	155
<b>第 14 章</b>	<b>飲料水の確保・供給 .....</b>	<b>156</b>
第 1 節	実施責任者 .....	156
第 2 節	給水方法 .....	156
第 3 節	給水量 .....	157
第 4 節	給水期間 .....	157
第 5 節	給水施設の応急復旧 .....	157
<b>第 15 章</b>	<b>医療救護活動 .....</b>	<b>158</b>
第 1 節	医療救護活動の実施方針 .....	158
第 2 節	医療救護の実施 .....	158
第 3 節	後方医療体制の整備 .....	159
第 4 節	医薬品等の確保 .....	159
第 5 節	負傷者等の搬送 .....	159

第 6 節	関係機関等への支援要請 .....	159
第 7 節	協力要請への対応 .....	160
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動 .....	160
第 9 節	病院診療所等一覧 .....	160
<b>第 16 章</b>	<b>防疫・衛生活動 .....</b>	<b>161</b>
第 1 節	実施責任者 .....	161
第 2 節	防疫・保健活動 .....	161
第 3 節	住民の活動 .....	162
<b>第 17 章</b>	<b>保健衛生活動 .....</b>	<b>163</b>
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化 .....	163
第 2 節	被災者等への保健衛生活動 .....	163
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入 .....	163
<b>第 18 章</b>	<b>食品衛生活動 .....</b>	<b>164</b>
第 1 節	町の活動 .....	164
第 2 節	住民の活動 .....	164
<b>第 19 章</b>	<b>死体の搜索・処置・埋葬 .....</b>	<b>165</b>
第 1 節	実施体制 .....	165
第 2 節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬 .....	165
<b>第 20 章</b>	<b>廃棄物等の処理 .....</b>	<b>168</b>
第 1 節	実施体制 .....	168
第 2 節	清掃班の編成 .....	168
第 3 節	ごみ収集処理の方法 .....	168
第 4 節	し尿の収集と処理 .....	168
第 5 節	野外仮設トイレの設置 .....	169
第 6 節	死亡獣畜の処理方法 .....	169
第 7 節	処理施設の応急復旧 .....	169
第 8 節	住民の活動 .....	169
<b>第 21 章</b>	<b>障害物の除去 .....</b>	<b>170</b>
第 1 節	実施体制 .....	170
第 2 節	障害物等の除去 .....	170
第 3 節	河川の障害物の除去 .....	170
第 4 節	港湾区域における障害物の除去 .....	170
第 5 節	住宅関係障害物の除去 .....	170
<b>第 22 章</b>	<b>動物の管理 .....</b>	<b>172</b>
第 1 節	町の活動 .....	172
第 2 節	住民及び民間の活動 .....	172
第 3 節	死亡した動物及び家きんの処理 .....	172
<b>第 23 章</b>	<b>応急住宅対策 .....</b>	<b>173</b>
第 1 節	住宅応急対策の実施 .....	173
第 2 節	公営住宅等の一時供給 .....	174
第 3 節	応急仮設住宅の供給 .....	174
第 4 節	被災住宅の応急修理 .....	175
第 5 節	経費の負担 .....	175
<b>第 24 章</b>	<b>要配慮者への援助 .....</b>	<b>176</b>
<b>第 25 章</b>	<b>広域応援活動 .....</b>	<b>177</b>
第 1 節	消防機関の活動 .....	177
第 2 節	町の活動 .....	177
第 3 節	海上保安庁の支援 .....	177
第 4 節	応援要員の受け入れ体制 .....	178
第 5 節	従事命令又は協力命令 .....	178
第 6 節	外国からの応援活動 .....	178

<b>第 26 章</b>	<b>ボランティア等への支援</b>	180
<b>第 27 章</b>	<b>自衛隊の活動</b>	181
第 1 節	自衛隊の支援	181
第 2 節	自衛隊の救助活動の内容	181
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	182
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置	182
第 5 節	派遣部隊の撤収	183
第 6 節	費用負担	183
<b>第 28 章</b>	<b>ライフラインの確保</b>	185
第 1 節	水道施設	185
第 2 節	下水道施設	185
第 3 節	電力施設	185
第 4 節	ガス施設	186
第 5 節	電信電話施設	186
<b>第 29 章</b>	<b>公共土木施設等の確保</b>	189
第 1 節	道路施設	189
第 2 節	海岸保全施設	189
第 3 節	河川管理施設	189
第 4 節	港湾施設	189
第 5 節	農地・農業施設	189
第 6 節	都市公園施設	190
<b>第 30 章</b>	<b>郵政事業の運営維持</b>	191
第 1 節	郵便物の送達の確保	191
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持	191
<b>第 31 章</b>	<b>鉄道施設災害の応急活動</b>	192
第 1 節	災害対策本部等の設置	192
第 2 節	情報連絡体制の整備	192
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策	192
第 4 節	旅客等への広報	192
第 5 節	避難誘導	192
<b>第 32 章</b>	<b>危険物施設等の安全確保</b>	193
第 1 節	危険物施設	193
第 2 節	高圧ガス施設	193
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設	194
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設	194
<b>第 33 章</b>	<b>海上災害応急活動</b>	195
第 1 節	実施機関	195
第 2 節	関係機関相互の通報連絡	195
第 3 節	関係機関の活動	196
第 4 節	大量排出油対策	197
第 5 節	船舶火災対策	198
第 6 節	在港船舶対策	198
第 7 節	陸上施設事故対策	199
<b>第 34 章</b>	<b>大規模火災応急活動</b>	200
<b>第 35 章</b>	<b>応急教育活動</b>	201
第 1 節	学校における災害応急対策	201
第 2 節	応急教育計画の作成	201
第 3 節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	202
第 4 節	文化財の保護	203
<b>第 36 章</b>	<b>社会秩序維持活動</b>	204
<b>第 37 章</b>	<b>消防防災ヘリコプターの支援</b>	205

第1節 緊急運航要請手続き	205
第2節 支援活動の種類	205
第3節 緊急運航の要件	205
第4節 自主出動	205
<b>第38章 災害救助法の適用対策</b>	<b>206</b>
第1節 災害救助法の適用	206
第2節 救助の種類	207
<b>第3編 風水害等災害復旧・復興対策</b>	<b>209</b>
<b>第1章 災害復旧対策</b>	<b>211</b>
第1節 激甚災害の指定	211
第2節 被災施設の復旧等	211
第3節 義援金、義援物資の受入れ及び配布	211
<b>第2章 復興計画</b>	<b>213</b>
第1節 復興計画の策定	213
第2節 防災まちづくりを目指した復興	213
第3節 復興予算（中長期計画）の編成	214
第4節 復興財源の確保	214
<b>第3章 被災者の生活再建支援</b>	<b>216</b>
第1節 被災者の経済的再建支援	216
第2節 恒久住宅対策	217
第3節 中小企業を対象とした支援	217
第4節 雇用対策	217
第5節 農漁業者を対象とした支援	218
第6節 要配慮者の支援	218
第7節 生活再建支援策等の広報・P R	218
<b>地震災害対策編</b>	<b>219</b>
<b>第1編 地震災害予防計画</b>	<b>221</b>
<b>第1章 防災思想・知識普及計画</b>	<b>223</b>
第1節 職員に対する教育	223
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	223
第3節 住民に対する防災知識の普及	224
第4節 関係機関の活動	225
第5節 普及の際の留意点	225
<b>第2章 住民の防災対策</b>	<b>226</b>
第1節 住民の果たすべき役割	226
第2節 町の活動	227
<b>第3章 自主防災組織の活動</b>	<b>228</b>
第1節 自主防災組織の育成強化	228
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	229
第3節 自主防災組織と消防団等との連携	230
第4節 事業所等の自主防災活動	230
第5節 地域における自主防災活動の推進	230
<b>第4章 事業者の防災対策</b>	<b>232</b>
第1節 事業所等の果たすべき役割	232
<b>第5章 業務継続計画の策定</b>	<b>233</b>
第1節 業務継続計画の策定	233
第2節 基本方針	233
第3節 計画策定の考え方	233
<b>第6章 ボランティアによる防災活動</b>	<b>234</b>
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	234

第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備 .....	234
第3節 ボランティアの果たすべき役割 .....	234
<b>第7章 地震防災訓練計画 .....</b>	<b>235</b>
第1節 防災訓練の実施責務又は協力 .....	235
第2節 防災訓練の種別 .....	235
第3節 訓練の時期 .....	235
第4節 訓練の方法 .....	235
第5節 訓練結果の評価・総括 .....	236
第6節 近隣市町等が実施する防災訓練への参加 .....	236
<b>第8章 地震災害予防計画 .....</b>	<b>237</b>
第1節 火災予防 .....	237
第2節 消防力の充実強化 .....	238
第3節 建築物等に対する安全対策 .....	238
<b>第9章 水害予防計画 .....</b>	<b>240</b>
第1節 河川管理施設の整備 .....	240
第2節 ダム等管理者のダム等の操作 .....	240
第3節 ため池、農業用排水路工作物の点検 .....	240
第4節 重要水防箇所の把握及び監視 .....	240
第5節 消防力（水防）の強化 .....	240
第6節 伝達体制の整備 .....	241
第7節 同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備 .....	241
<b>第10章 地盤災害予防計画 .....</b>	<b>242</b>
第1節 液状化対策の推進 .....	242
第2節 農地保全対策の実施 .....	242
<b>第11章 避難計画 .....</b>	<b>243</b>
第1節 避難計画の作成 .....	243
第2節 避難場所及び避難所の指定 .....	243
第3節 避難路の選定 .....	244
第4節 住民等への周知のための措置 .....	244
第5節 避難所の設備及び資機材の配備 .....	244
第6節 避難計画 .....	245
第7節 避難所運営マニュアルの策定 .....	246
第8節 その他避難に関する必要な事項 .....	246
<b>第12章 緊急物資確保計画 .....</b>	<b>247</b>
第1節 食料及び生活必需品等の確保 .....	247
第2節 飲料水の確保 .....	247
<b>第13章 医療救護体制確保計画 .....</b>	<b>249</b>
第1節 医療救護体制の確保 .....	249
第2節 初期医療体制の整備 .....	249
第3節 災害情報の収集・連絡体制の整備 .....	249
第4節 難病患者等の状況把握 .....	249
第5節 医薬品、医療資機材等の確保 .....	250
第6節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施 .....	250
第7節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項 .....	250
<b>第14章 防疫・衛生、廃棄物等の処理計画 .....</b>	<b>251</b>
第1節 防疫・衛生体制 .....	251
第2節 保健衛生活動体制の整備 .....	251
第3節 し尿処理体制の確保 .....	251
第4節 廃棄物処理体制の確保 .....	251
第5節 廃棄物等の処理体制の整備 .....	252
<b>第15章 要配慮者の支援計画 .....</b>	<b>253</b>

第 1 節 「要配慮者」と「避難行動要支援者」 .....	253
第 2 節 避難支援等関係者 .....	253
第 3 節 避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有 .....	253
第 4 節 個別計画の策定 .....	255
第 5 節 外国人、訪問客等への配慮 .....	255
第 6 節 避難体制の確立 .....	255
第 7 節 避難支援等関係者の安全確保 .....	256
第 8 節 防災教育・訓練の充実 .....	256
第 9 節 備蓄物資の整備 .....	256
第 10 節 要配慮者の心得 .....	256
第 11 節 避難所等における支援体制 .....	256
第 12 節 社会福祉施設等管理者の活動 .....	257
<b>第 16 章 広域応援体制整備計画 .....</b>	<b>258</b>
第 1 節 全県的な消防相互応援体制の整備 .....	258
第 2 節 全県的な防災相互応援体制の整備 .....	258
第 3 節 協定の充実 .....	258
第 4 節 応援要請体制等の整備 .....	259
<b>第 17 章 情報通信システム整備計画 .....</b>	<b>260</b>
第 1 節 情報収集・連絡体制の整備 .....	260
第 2 節 通信施設の運営管理 .....	260
第 3 節 各種情報システムデータのバックアップ保管 .....	260
第 4 節 防災情報システムの拡充整備 .....	260
第 5 節 地震発生時の職員参集システムの整備 .....	260
<b>第 18 章 ライフラインの耐震計画 .....</b>	<b>262</b>
第 1 節 水道施設 .....	262
第 2 節 下水道施設 .....	262
第 3 節 電力施設 .....	263
第 4 節 ガス施設 .....	263
第 5 節 電信電話施設 .....	263
<b>第 19 章 公共土木施設等の耐震計画 .....</b>	<b>264</b>
第 1 節 道路施設 .....	264
第 2 節 海岸保全施設 .....	264
第 3 節 河川管理施設 .....	265
第 4 節 港湾施設 .....	265
第 5 節 農地・農業施設 .....	265
第 6 節 防災上重要な施設 .....	266
第 7 節 都市公園施設 .....	266
第 8 節 文化財施設 .....	267
第 9 節 通信放送施設 .....	267
<b>第 20 章 建築物等の耐震計画 .....</b>	<b>268</b>
第 1 節 建築主の責務 .....	268
第 2 節 町の役割 .....	268
第 3 節 ガラスの飛散防止 .....	268
第 4 節 ブロック塀の倒壊防止 .....	268
第 5 節 家具等の転倒防止 .....	268
第 6 節 落下、倒壊のおそれのある危険構築物 .....	268
第 7 節 情報システムの安全対策 .....	269
<b>第 21 章 危険物施設等の耐震計画 .....</b>	<b>270</b>
第 1 節 危険物施設 .....	270
第 2 節 高圧ガス施設 .....	270
第 3 節 毒物・劇物施設 .....	271

第4節	火薬類貯蔵施設 .....	271
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等） .....	271
第22章	地震対策に対する財政計画 .....	272
第1節	基金の創設 .....	272
<b>第2編 地震災害応急対策</b>		<b>273</b>
第1章	応急措置の概要 .....	275
第1節	町のとるべき措置 .....	275
第2節	県のとるべき措置 .....	275
第3節	住民のとるべき措置 .....	275
第4節	関係機関のとるべき措置 .....	276
第2章	防災組織及び編成 .....	277
第1節	町の防災組織 .....	277
第2節	活動体制 .....	278
第3章	通信連絡活動 .....	291
第1節	通信連絡手段 .....	291
第2節	情報システムの確保 .....	293
第4章	災害情報報告活動 .....	294
第1節	情報活動の強化 .....	294
第2節	災害情報等の収集連絡 .....	294
第3節	情報の処理 .....	298
第4節	県災害対策本部に対する報告及び要請 .....	299
第5節	その他の情報活動 .....	301
第5章	広報活動 .....	305
第1節	町の活動 .....	305
第2節	関係機関の活動 .....	306
第3節	住民が必要な情報を入手する方法 .....	306
第4節	広聴活動 .....	307
第5節	安否情報の提供 .....	307
第6章	避難活動 .....	308
第1節	避難の勧告等 .....	308
第2節	警戒区域の設定 .....	310
第3節	避難誘導の実施 .....	311
第4節	避難所の開設 .....	313
第5節	学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策 .....	315
第6節	避難状況の報告 .....	315
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ .....	316
第8節	避難地区の警戒警備 .....	316
第7章	緊急輸送活動 .....	317
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位 .....	317
第2節	緊急輸送体制の確立 .....	317
第3節	応援要請 .....	319
第4節	記録等 .....	319
第8章	交通応急対策 .....	320
第1節	交通の確保対策 .....	320
第2節	交通規制の実施 .....	321
第3節	道路交通確保の措置 .....	322
第4節	緊急通行車両の確認等 .....	322
第9章	消防活動 .....	325
第1節	消防活動の基本方針 .....	325
第2節	消防機関の活動 .....	325
第3節	消防活動の応援要請 .....	327

<b>第 10 章</b>	<b>水防活動</b>	329
第 1 節	水防活動	329
第 2 節	水門等の操作	332
第 3 節	水防活動の応援要請	332
<b>第 11 章</b>	<b>人命救助活動</b>	333
第 1 節	人命救助活動の基本方針	333
第 2 節	町の活動	333
第 3 節	消防機関の活動	333
第 4 節	自主防災組織の活動	333
第 5 節	事業所の活動	334
第 6 節	自衛隊の活動	334
<b>第 12 章</b>	<b>食料の確保・供給</b>	335
第 1 節	災害時における応急供給	335
第 2 節	住民及び自主防災組織の活動	336
第 3 節	炊き出し計画	336
<b>第 13 章</b>	<b>生活必需品等の確保・供給</b>	338
第 1 節	応急供給実施体制	338
第 2 節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	338
第 3 節	町が保有する備蓄物資の取扱い	339
第 4 節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	339
第 5 節	県が保有する備蓄物資の供給要請	339
<b>第 14 章</b>	<b>飲料水の確保・供給</b>	340
第 1 節	実施責任者	340
第 2 節	給水方法	340
第 3 節	給水量	341
第 4 節	給水期間	341
第 5 節	給水施設の応急復旧	341
<b>第 15 章</b>	<b>医療救護活動</b>	342
第 1 節	医療救護活動の実施方針	342
第 2 節	医療救護の実施	342
第 3 節	後方医療体制の整備	343
第 4 節	医薬品等の確保	343
第 5 節	負傷者等の搬送	343
第 6 節	関係機関等への支援要請	343
第 7 節	協力要請への対応	344
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動	344
第 9 節	病院診療所等一覧	344
<b>第 16 章</b>	<b>防疫・衛生活動</b>	345
第 1 節	実施責任者	345
第 2 節	防疫・保健活動	345
第 3 節	住民の活動	346
<b>第 17 章</b>	<b>保健衛生活動</b>	347
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	347
第 2 節	被災者等への保健衛生活動	347
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入	347
<b>第 18 章</b>	<b>食品衛生活動</b>	348
第 1 節	町の活動	348
第 2 節	住民の活動	348
<b>第 19 章</b>	<b>死体の搜索・処置・埋葬</b>	349
第 1 節	実施体制	349
第 2 節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬	349

<b>第 20 章 廃棄物等の処理</b>	352
第 1 節 実施体制	352
第 2 節 廃棄物等処理体制の編成	352
第 3 節 ごみ収集処理の方法	352
第 4 節 し尿の収集と処理	352
第 5 節 野外仮設トイレの設置	353
第 6 節 死亡獣畜の処理方法	353
第 7 節 処理施設の応急復旧	353
第 8 節 住民の活動	353
<b>第 21 章 障害物の除去</b>	354
第 1 節 実施体制	354
第 2 節 障害物等の除去	354
第 3 節 河川の障害物の除去	354
第 4 節 港湾区域における障害物の除去	354
第 5 節 住宅関係障害物の除去	354
<b>第 22 章 動物の管理</b>	356
第 1 節 町の活動	356
第 2 節 住民及び民間の活動	356
第 3 節 死亡した動物及び家きんの処理	356
<b>第 23 章 応急住宅対策</b>	357
第 1 節 住宅応急対策の実施	357
第 2 節 公営住宅等の一時供給	358
第 3 節 応急仮設住宅の供給	358
第 4 節 被災住宅の応急修理	359
第 5 節 経費の負担	359
<b>第 24 章 要配慮者への援助</b>	360
<b>第 25 章 広域応援活動</b>	361
第 1 節 消防機関の活動	361
第 2 節 町の活動	361
第 3 節 海上保安庁の支援	361
第 4 節 応援要員の受け入れ体制	362
第 5 節 従事命令又は協力命令	362
第 6 節 外国からの応援活動	362
<b>第 26 章 ボランティア等への支援</b>	364
<b>第 27 章 自衛隊の活動</b>	365
第 1 節 自衛隊の支援	365
第 2 節 自衛隊の救助活動の内容	365
第 3 節 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	366
第 4 節 派遣部隊の受け入れ措置	366
第 5 節 派遣部隊の撤収	367
第 6 節 費用負担	367
<b>第 28 章 ライフラインの確保</b>	369
第 1 節 水道施設	369
第 2 節 下水道施設	369
第 3 節 電力施設	369
第 4 節 ガス施設	370
第 5 節 電信電話施設	370
<b>第 29 章 公共土木施設等の確保</b>	373
第 1 節 道路施設	373
第 2 節 海岸保全施設	373
第 3 節 河川管理施設	373

第 4 節	港湾施設 .....	373
第 5 節	農地・農業施設 .....	373
第 6 節	都市公園施設 .....	374
<b>第 30 章</b>	<b>郵政事業の運営維持 .....</b>	<b>375</b>
第 1 節	郵便物の送達の確保 .....	375
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持 .....	375
<b>第 31 章</b>	<b>鉄道施設災害の応急活動 .....</b>	<b>376</b>
第 1 節	災害対策本部等の設置 .....	376
第 2 節	情報連絡体制の整備 .....	376
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策 .....	376
第 4 節	旅客等への広報 .....	376
第 5 節	避難誘導 .....	376
<b>第 32 章</b>	<b>危険物施設等の安全確保 .....</b>	<b>377</b>
第 1 節	危険物施設 .....	377
第 2 節	高圧ガス施設 .....	377
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設 .....	377
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設 .....	378
<b>第 33 章</b>	<b>海上災害応急活動 .....</b>	<b>379</b>
第 1 節	実施機関 .....	379
第 2 節	関係機関相互の通報連絡 .....	379
第 3 節	関係機関の活動 .....	380
第 4 節	大量排出油対策 .....	381
第 5 節	船舶火災対策 .....	382
第 6 節	在港船舶対策 .....	382
第 7 節	陸上施設事故対策 .....	383
<b>第 34 章</b>	<b>大規模火災応急活動 .....</b>	<b>384</b>
<b>第 35 章</b>	<b>応急教育活動 .....</b>	<b>385</b>
第 1 節	学校における災害応急対策 .....	385
第 2 節	応急教育計画の作成 .....	385
第 3 節	高等学校生徒の災害応急対策への協力 .....	386
第 4 節	文化財の保護 .....	387
<b>第 36 章</b>	<b>社会秩序維持活動 .....</b>	<b>388</b>
<b>第 37 章</b>	<b>消防防災ヘリコプターの支援 .....</b>	<b>389</b>
第 1 節	緊急運航要請手続き .....	389
第 2 節	支援活動の種類 .....	389
第 3 節	緊急運航の要件 .....	389
第 4 節	自主出動 .....	389
<b>第 38 章</b>	<b>災害救助法の適用対策 .....</b>	<b>390</b>
第 1 節	災害救助法の適用 .....	390
第 2 節	救助の種類 .....	391
<b>第 3 編</b>	<b>地震災害復旧・復興対策 .....</b>	<b>393</b>
<b>第 1 章</b>	<b>災害復旧対策 .....</b>	<b>395</b>
第 1 節	激甚災害の指定 .....	395
第 2 節	被災施設の復旧等 .....	395
第 3 節	義援金、義援物資の受入れ及び配布 .....	395
<b>第 2 章</b>	<b>復興計画 .....</b>	<b>397</b>
第 1 節	復興計画の策定 .....	397
第 2 節	防災まちづくりを目指した復興 .....	397
第 3 節	復興予算（中長期計画）の編成 .....	398
第 4 節	復興財源の確保 .....	398
<b>第 3 章</b>	<b>被災者の生活再建支援 .....</b>	<b>400</b>

第1節	被災者の経済的再建支援 .....	400
第2節	恒久住宅対策 .....	401
第3節	中小企業を対象とした支援 .....	401
第4節	雇用対策 .....	401
第5節	農漁業者を対象とした支援 .....	402
第6節	要配慮者の支援 .....	402
第7節	生活再建支援策等の広報・P R .....	402
<b>第4編</b>	<b>南海トラフ地震災害対策 .....</b>	<b>403</b>
第1章	総則 .....	405
第2章	関係者との連携協力の確保 .....	406
第1節	資機材、人員等の配備手配 .....	406
第2節	他機関に対する応援要請 .....	406
第3節	帰宅困難者への対応 .....	409
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 .....	4 1 0
第1節	津波からの防護 .....	410
第2節	津波に関する情報の伝達等 .....	410
第3節	避難指示等の発令基準 .....	410
第4節	避難対策等 .....	410
第5節	消防機関等の活動 .....	412
第6節	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係 .....	412
第7節	交通 .....	412
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策 .....	413
第9節	迅速な救助 .....	413
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	415
第5章	防災訓練計画 .....	416
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	417
第1節	町職員に対する教育 .....	417
第2節	地域住民等に対する教育 .....	417
第3節	相談窓口の設置 .....	417
<b>津波災害対策編 .....</b>	<b>419</b>	
<b>第1編</b>	<b>津波災害予防計画 .....</b>	<b>421</b>
第1章	津波災害予防対策の基本的考え方 .....	423
第2章	防災思想・知識普及計画 .....	424
第1節	職員に対する教育 .....	424
第2節	教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発 .....	424
第3節	住民に対する防災知識の普及 .....	425
第4節	関係機関の活動 .....	426
第5節	普及の際の留意点 .....	427
第3章	住民の津波防災対策 .....	428
第1節	住民の果たすべき役割 .....	428
第2節	町の活動 .....	429
第3節	自主防災組織等の活動 .....	429
第4節	地域における自主防災活動の推進 .....	429
第4章	事業者の津波防災対策 .....	430
第1節	事業者等の果たすべき役割 .....	430
第5章	業務継続計画の策定 .....	431
第1節	業務継続計画の策定 .....	431
第2節	基本方針 .....	431
第3節	計画策定の考え方 .....	431

<b>第6章 ボランティアによる防災活動</b>	432
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	432
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	432
第3節 ボランティアの果たすべき役割	432
<b>第7章 津波避難訓練の実施</b>	433
第1節 町の活動	433
第2節 訓練実施の留意点	433
<b>第8章 津波に強いまちづくり</b>	434
第1節 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	434
第2節 津波に強い地域の形成	434
<b>第9章 津波避難体制</b>	435
第1節 伝達体制の整備	435
第2節 津波警戒等の周知徹底	435
第3節 避難場所等の指定及び周知等	436
第4節 避難関連施設の整備	437
第5節 津波からの防護・避難のための施設の整備等	438
第6節 住民等の避難誘導体制	438
第7節 交通対策	439
第8節 町が管理又は運営する施設に関する津波対策	439
<b>第10章 緊急物資確保対策</b>	441
第1節 食料及び生活必需品等の確保	441
第2節 飲料水の確保	441
<b>第11章 医療救護体制確保計画</b>	443
第1節 医療救護体制の確保	443
第2節 初期医療体制の整備	443
第3節 災害情報の収集・連絡体制の整備	443
第4節 難病患者等の状況把握	443
第5節 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	444
第6節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	444
第7節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項	444
<b>第12章 防疫・衛生、廃棄物等の処理計画</b>	445
第1節 防疫・衛生体制	445
第2節 保健衛生活動体制の整備	445
第3節 し尿処理体制の確保	445
第4節 廃棄物処理体制の確保	445
第5節 廃棄物等の処理体制の整備	446
<b>第13章 要配慮者の支援対策</b>	447
第1節 「要配慮者」と「避難行動要支援者」	447
第2節 避難支援等関係者	447
第3節 避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	447
第4節 個別計画の策定	449
第5節 外国人、訪問客等への配慮	449
第6節 避難体制の確立	449
第7節 避難支援等関係者の安全確保	450
第8節 防災教育・訓練の充実	450
第9節 備蓄物資の整備	450
第10節 要配慮者の心得	450
第11節 避難所等における支援体制	450
第12節 社会福祉施設等管理者の活動	451
<b>第14章 広域応援体制の整備</b>	452
第1節 全県的な消防相互応援体制の整備	452

第2節	全県的な防災相互応援体制の整備 .....	452
第3節	協定の充実 .....	452
第4節	応援要請体制等の整備 .....	453
<b>第15章</b>	<b>情報通信システム整備計画 .....</b>	<b>454</b>
第1節	情報収集・連絡体制の整備 .....	454
第2節	通信施設の運営管理 .....	454
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管 .....	454
第4節	防災情報システムの拡充整備 .....	454
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備 .....	455
<b>第16章</b>	<b>ライフラインの耐浪化 .....</b>	<b>456</b>
第1節	水道施設 .....	456
第2節	下水道施設 .....	456
第3節	電力施設 .....	456
第4節	ガス施設 .....	456
第5節	電信電話施設 .....	456
<b>第17章</b>	<b>公共施設等の津波対策 .....</b>	<b>457</b>
第1節	浸水危険性の低い場所への施設の整備 .....	457
第2節	浸水危険性の低い場所への誘導 .....	457
<b>第18章</b>	<b>危険物等施設の安全確保 .....</b>	<b>458</b>
第1節	高圧ガス施設 .....	458
<b>第19章</b>	<b>災害復旧・復興への備え .....</b>	<b>459</b>
第1節	平常時からの備え .....	459
第2節	複合災害への備え .....	459
第3節	災害廃棄物の発生への対応 .....	459
第4節	各種データの整備保全 .....	459
第5節	り災証明書交付体制の整備 .....	460
<b>第2編</b>	<b>津波災害応急対策 .....</b>	<b>461</b>
<b>第1章</b>	<b>災害発生直前の対策 .....</b>	<b>463</b>
第1節	津波警報等の伝達 .....	463
第2節	避難の指示・勧告 .....	466
<b>第2章</b>	<b>応急措置の概要 .....</b>	<b>468</b>
第1節	町のとるべき措置 .....	468
第2節	県のとるべき措置 .....	468
第3節	住民のとるべき措置 .....	468
第4節	関係機関のとるべき措置 .....	469
<b>第3章</b>	<b>防災組織及び編成 .....</b>	<b>470</b>
第1節	町の防災組織 .....	470
第2節	活動体制 .....	471
<b>第4章</b>	<b>通信連絡活動 .....</b>	<b>484</b>
第1節	通信連絡手段 .....	484
第2節	情報システムの確保 .....	486
<b>第5章</b>	<b>災害情報報告活動 .....</b>	<b>487</b>
第1節	情報活動の強化 .....	487
第2節	情報の処理 .....	487
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請 .....	489
<b>第6章</b>	<b>広報活動 .....</b>	<b>492</b>
第1節	町の活動 .....	492
第2節	関係機関の活動 .....	493
第3節	住民が必要な情報を入手する方法 .....	493
第4節	広聴活動 .....	494
第5節	安否情報の提供 .....	494

<b>第 7 章 避難活動</b>	495
第 1 節 避難の勧告等	495
第 2 節 警戒区域の設定	497
第 3 節 避難誘導の実施	498
第 4 節 避難所の開設	500
第 5 節 学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	502
第 6 節 避難状況の報告	502
第 7 節 他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	503
第 8 節 避難地区の警戒警備	503
<b>第 8 章 緊急輸送活動</b>	504
第 1 節 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	504
第 2 節 緊急輸送体制の確立	504
第 3 節 応援要請	506
第 4 節 記録等	506
<b>第 9 章 交通応急対策</b>	507
第 1 節 交通の確保対策	507
第 2 節 交通規制の実施	508
第 3 節 道路交通確保の措置	509
第 4 節 緊急通行車両の確認等	509
<b>第 10 章 消防活動</b>	512
第 1 節 消防活動の基本方針	512
第 2 節 消防機関の活動	512
第 3 節 消防活動の応援要請	514
<b>第 11 章 水防活動</b>	516
第 1 節 水防活動	516
第 2 節 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報	519
第 3 節 水防活動の応援要請	519
<b>第 12 章 人命救助活動</b>	520
第 1 節 人命救助活動の基本方針	520
第 2 節 町の活動	520
第 3 節 消防機関の活動	520
第 4 節 自主防災組織の活動	520
第 5 節 事業所の活動	521
第 6 節 自衛隊の活動	521
<b>第 13 章 食料の確保・供給</b>	522
第 1 節 災害時における応急供給	522
第 2 節 住民及び自主防災組織の活動	523
第 3 節 炊き出し計画	523
<b>第 14 章 生活必需品等の確保・供給</b>	525
第 1 節 応急供給実施体制	525
第 2 節 災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	525
第 3 節 町が保有する備蓄物資の取扱い	526
第 4 節 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	526
第 5 節 県が保有する備蓄物資の供給要請	526
<b>第 15 章 飲料水の確保・供給</b>	527
第 1 節 実施責任者	527
第 2 節 給水方法	527
第 3 節 給水量	528
第 4 節 給水期間	528
第 5 節 給水施設の応急復旧	528
<b>第 16 章 医療救護活動</b>	529

第 1 節	医療救護活動の実施方針	529
第 2 節	医療救護の実施	529
第 3 節	後方医療体制の整備	530
第 4 節	医薬品等の確保	530
第 5 節	負傷者等の搬送	530
第 6 節	関係機関等への支援要請	530
第 7 節	協力要請への対応	531
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動	531
第 9 節	病院診療所等一覧	531
<b>第 17 章</b>	<b>防疫・衛生活動</b>	<b>532</b>
第 1 節	実施責任者	532
第 2 節	防疫・保健活動	532
第 3 節	住民の活動	533
<b>第 18 章</b>	<b>保健衛生活動</b>	<b>534</b>
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	534
第 2 節	被災者等への保健衛生活動	534
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入	534
<b>第 19 章</b>	<b>食品衛生活動</b>	<b>535</b>
第 1 節	町の活動	535
第 2 節	住民の活動	535
<b>第 20 章</b>	<b>死体の搜索・処置・埋葬</b>	<b>536</b>
第 1 節	実施体制	536
第 2 節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬	536
<b>第 21 章</b>	<b>廃棄物等の処理</b>	<b>539</b>
第 1 節	実施体制	539
第 2 節	廃棄物等処理体制の編成	539
第 3 節	ごみ収集処理の方法	539
第 4 節	し尿の収集と処理	539
第 5 節	野外仮設便所の設置	540
第 6 節	死亡獣畜の処理方法	540
第 7 節	処理施設の応急復旧	540
第 8 節	住民の活動	540
<b>第 22 章</b>	<b>障害物の除去</b>	<b>542</b>
第 1 節	実施体制	542
第 2 節	障害物等の除去	542
第 3 節	河川の障害物の除去	542
第 4 節	港湾区域における障害物の除去	542
第 5 節	住宅関係障害物の除去	542
<b>第 23 章</b>	<b>動物の管理</b>	<b>544</b>
第 1 節	町の活動	544
第 2 節	住民及び民間の活動	544
第 3 節	死亡した動物及び家きんの処理	544
<b>第 24 章</b>	<b>応急住宅対策</b>	<b>545</b>
第 1 節	住宅応急対策の実施	545
第 2 節	公営住宅等の一時供給	546
第 3 節	応急仮設住宅の供給	546
第 4 節	被災住宅の応急修理	547
第 5 節	経費の負担	547
<b>第 25 章</b>	<b>要配慮者への援助</b>	<b>548</b>
<b>第 26 章</b>	<b>広域応援活動</b>	<b>549</b>
第 1 節	消防機関の活動	549

第 2 節	町の活動 .....	549
第 3 節	海上保安庁の支援 .....	549
第 4 節	応援要員の受入れ体制 .....	550
第 5 節	従事命令又は協力命令 .....	550
第 6 節	外国からの応援活動 .....	550
<b>第 27 章</b>	<b>ボランティア等への支援 .....</b>	<b>552</b>
<b>第 28 章</b>	<b>自衛隊の活動 .....</b>	<b>553</b>
第 1 節	自衛隊の支援 .....	553
第 2 節	<b>自衛隊の救助活動の内容 .....</b>	<b>553</b>
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣） .....	554
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置 .....	554
第 5 節	派遣部隊の撤収 .....	555
第 6 節	費用負担 .....	555
<b>第 29 章</b>	<b>ライフラインの確保 .....</b>	<b>557</b>
第 1 節	水道施設 .....	557
第 2 節	下水道施設 .....	557
第 3 節	電力施設 .....	557
第 4 節	ガス施設 .....	558
第 5 節	電信電話施設 .....	558
<b>第 30 章</b>	<b>公共土木施設等の確保 .....</b>	<b>561</b>
第 1 節	道路施設 .....	561
第 2 節	海岸保全施設 .....	561
第 3 節	河川管理施設 .....	561
第 4 節	港湾施設 .....	561
第 5 節	農地・農業施設 .....	561
第 6 節	都市公園施設 .....	562
<b>第 31 章</b>	<b>郵政事業の運営維持 .....</b>	<b>563</b>
第 1 節	郵便物の送達の確保 .....	563
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持 .....	563
<b>第 32 章</b>	<b>鉄道施設災害の応急活動 .....</b>	<b>564</b>
第 1 節	災害対策本部等の設置 .....	564
第 2 節	情報連絡体制の整備 .....	564
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策 .....	564
第 4 節	旅客等への広報 .....	564
第 5 節	避難誘導 .....	564
<b>第 33 章</b>	<b>危険物施設等の安全確保 .....</b>	<b>565</b>
第 1 節	危険物施設 .....	565
第 2 節	高压ガス施設 .....	565
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設 .....	565
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設 .....	566
<b>第 34 章</b>	<b>海上災害応急活動 .....</b>	<b>567</b>
第 1 節	実施機関 .....	567
第 2 節	関係機関相互の通報連絡 .....	567
第 3 節	関係機関の活動 .....	568
第 4 節	大量排出油対策 .....	569
第 5 節	船舶火災対策 .....	570
第 6 節	在港船舶対策 .....	570
第 7 節	陸上施設事故対策 .....	571
<b>第 35 章</b>	<b>応急教育活動 .....</b>	<b>572</b>
第 1 節	学校における災害応急対策 .....	572
第 2 節	応急教育計画の作成 .....	572

第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力 .....	573
第4節	文化財の保護 .....	574
<b>第36章</b>	<b>社会秩序維持活動 .....</b>	<b>575</b>
<b>第37章</b>	<b>消防防災ヘリコプターの支援 .....</b>	<b>576</b>
第1節	緊急運航要請手続き .....	576
第2節	支援活動の種類 .....	576
第3節	緊急運航の要件 .....	576
第4節	自主出動 .....	576
<b>第38章</b>	<b>災害救助法の適用対策 .....</b>	<b>577</b>
第1節	災害救助法の適用 .....	577
第2節	救助の種類 .....	578
<b>第3編</b>	<b>津 波 災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策 .....</b>	<b>581</b>
<b>第1章</b>	<b>災害復旧対策 .....</b>	<b>583</b>
第1節	激甚災害の指定 .....	583
第2節	被災施設の復旧等 .....	583
第3節	義援金、義援物資の受入れ及び配布 .....	584
<b>第2章</b>	<b>復興計画 .....</b>	<b>585</b>
第1節	復興計画の作成 .....	585
第2節	防災まちづくりを目指した復興 .....	585
第3節	復興予算（中長期計画）の編成 .....	586
第4節	復興財源の確保 .....	586
<b>第3章</b>	<b>被災者の生活再建支援 .....</b>	<b>588</b>
第1節	被災者の経済的再建支援 .....	588
第2節	恒久住宅対策 .....	589
第3節	中小企業を対象とした支援 .....	589
第4節	雇用対策 .....	589
第5節	農漁業者を対象とした支援 .....	589
第6節	要配慮者の支援 .....	590
第7節	生活再建支援策等の広報・P R .....	590
<b>原子力災害対策編 .....</b>		<b>591</b>
<b>第1章</b>	<b>総論 .....</b>	<b>593</b>
第1節	計画の趣旨 .....	593
第2節	原子力災害対策重点区域 .....	593
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L） .....	595
第4節	運用上の介入レベル（O I L） .....	601
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定 .....	603
第6節	町の事務 .....	606
<b>第2章</b>	<b>原子力災害事前対策 .....</b>	<b>607</b>
第1節	地域防災計画（原子力災害対策編）の作成 .....	607
第2節	通信連絡体制の整備 .....	607
第3節	防災対策上必要とされる防護資機材等及び安定ヨウ素剤の整備 .....	607
第4節	屋内退避実施体制及び広域避難者受入体制の整備 .....	608
第5節	緊急物資等の確保 .....	608
第6節	緊急輸送道路及び避難道路の確保体制の整備 .....	608
第7節	防災知識の普及 .....	608
第8節	原子力防災訓練の実施 .....	609
第9節	複合災害対応に係る体制整備 .....	609
<b>第3章</b>	<b>緊急事態応急対策 .....</b>	<b>611</b>
第1節	応急措置の概要 .....	611
第2節	活動体制 .....	611

第3節	情報収集活動	614
第4節	通信連絡	614
第5節	広報及び広聴活動	615
第6節	緊急時モニタリング結果の共有	616
第7節	住民避難等の実施	616
第8節	被災地への応援協力活動	616
第9節	緊急輸送における緊急輸送道路及び避難道路の確保	617
第10節	ボランティア活動支援	617
第11節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急措置	617
<b>第4章</b>	<b>原子力災害中長期対策</b>	<b>618</b>
第1節	復旧期モニタリングの情報収集	618
第2節	汚染の除去等	618
第3節	指示及び制限措置解除の周知	618
第4節	災害記録の作成	618
第5節	風評被害等の影響の軽減	618
第6節	広域避難者に対する生活再建の支援	618